

お申込みから土地引渡しまでのスケジュール

① 物件の確認

●お申込みの前に組合備え付けの保留地販売区画図等の内容をよくご確認ください。

② 申込書類の提出

- お申込みは、
- ①保留地購入申込書に住所・氏名・電話番号及び抽選に参加する保留地の街区・画地・面積を記入し押印してください。
 - ②住民票（もしくは外国人登録原票記載事項証明書。法人は、履歴事項全部証明書及び印鑑登録証明書）
※注意 ・共有の場合は、共有者全員連名で記入押印してください。
・共有者全員の住民票の添付が必要です。

以上を、『鶴岡市茅原北土地区画整理組合』へご持参してください。

受付時間は、午前 9 時～午後 5 時 です。

提出された保留地購入申込書等を審査した後、組合より申込受付通知書を発行します。

③ 抽 選 ※抽選日以降は申込み順の売却決定となります

- 同一区画に複数の方が申込みされた場合、抽選で当選者（契約予定者）及び補欠者を決定いたします。
●1区画に申込みがお一人の場合は、無抽選で申込者を当選者（契約予定者）と決定いたします。
※注意 本人に代わり代理人が抽選に参加するときは、委任状が必要になります。

④ 保留地売却決定通知書等の送付

保留地売却決定通知書に 記載されている期日までに 契約保証金を納入してください。
(契約金額の 10%)

【当選者への送付資料】は以下の通りです。

- ①保留地売却決定通知書
- ②販売区画図
- ③保留地売買契約(案)
- ④重要事項説明書(案)

※保留地売買契約(案)、重要事項説明書(案)は、契約までに必ずご一読ください。

⑤ 契約保証金の支払い

⑥ 保留地売買契約締結

【契約に必要な書類等】

- ①契約保証金の振込証明書（入金が確認できるもの）
- ②収入印紙
- ③実印
- ④印鑑登録証明書

※契約保証金は土地売買代金の一部に充当いたします。

⑦ 使用収益開始の通知

通知後 60 日以内に、土地の残代金を全て納入していただきます。

⑧ 土地の引き渡し

- 残代金のお支払いをもって、土地の引渡しとなります。**
※土地は、現状有姿でのお引渡しとなります。

⑨ 所有権移転登記

- 所有権移転登記時には、登録免許税が課税されます。
その他登記に要する費用は買受人の負担にて行います。
所有権移転登記は「土地区画整理事業換地処分公告」後（令和 3 年 8 月の予定）、登記の手続きに入ります。
ご了承ください。